

移住促進住宅取得奨励金

市外から新たに転入・住宅を取得し
定住する意思を持つ方へ**最大36万円**支給

- ・補助対象住宅の取得契約に要した経費の10分の1の額で、二本松市内の業者と契約・施工（中古住宅の場合は仲介）した場合。市外業者の場合は**26万円が上限**となります。
- ・同居する方に二本松市新婚世帯家賃助成金等を支給されたことがある方がいる場合は、その助成金等の額を差し引いた額を支給

補助対象者

要件1 定住の意思を持ち、二本松市外から新たに転入する方。

要件2 令和6年4月1日以後に新築住宅取得（工事請負）契約、または中古住宅取得契約を締結し、令和7年4月1日以降に住宅を取得すること。（転入前の住所地での契約が必須です。）

要件3 新築・中古住宅取得契約締結時に年齢が39歳以下であること。

要件4 配偶者又は18歳未満の子を有していること。

※1 中古住宅とは、建物表示登記後、5年以上経過したものを指します。

※3 「住宅」に該当するには、玄関、居室、便所、風呂、台所を備え、延床面積が55㎡以上であることが必要です。

補助対象外となる事項

次のいずれかに該当する方は、**補助対象となりません**のでご注意ください。

- ①契約時からさかのぼって1年前までに二本松市に住所を有する方
- ②市内に定住する意思がない方（別荘目的での購入や短期間の居住予定の方など）
- ③市税の滞納がある方（同居される方に滞納があっても補助対象外です。）
- ④中古住宅の売主が、3親等以内の親族の場合
- ⑤住宅取得後、3カ月以内に定住しない場合
- ⑥同一世帯等にこの奨励金、定住促進住宅取得奨励金、定住促進奨励金、来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金、三世代同居住宅改修助成金、多世代同居住宅改修助成金、または空き家改修費等助成金、住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金を支給されたことがある者がいる場合。

住宅請負（売買）契約締結



契約が済んだら速やかに、次の書類を添えて
二本松市役所に申請してください。

住居取得の完了が申請年度の翌年になることが予想される
場合は事前にご相談ください。

- ① 支給申請書
- ② 同居予定者全員の住民票（申請日の1ヶ月以内のもの）
- ③ 請負（売買）契約書の写し
- ④ 中古住宅取得の場合は、市内の不動産業者を通しての売買契約であることが確認できる書類（売買契約書で確認できない場合）
- ⑤ 補助対象住宅の設計図または、図面（延床面積が分かるもの）
* 平面図・立面図
- ⑥ 奨励金の振込口座となる預金通帳等の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類



補助金交付決定通知が届いたら工事に着手
（中古住宅の場合、交付決定日以後に所有権移転登記を申請）

住宅完成・取得

- * 新築住宅取得の場合：所有権**保存**登記完了
- * 中古住宅取得の場合：所有権**移転**登記完了



登記が済んだら速やかに、次の書類を添えて二本松市役所に
実績報告書を提出してください。
（遅くとも令和8年3月16日(月) までを目安に）

- ① 実績報告書
- ② 同居者全員の住民票（補助対象住宅を取得した日から起算して3箇月内に定住していることが確認できるもの）
- ③ 補助対象住宅（取得住宅）の登記事項証明書（権利部の登記までなされたもの）
- ④ 納税証明書（同居する者で納税義務の可能性がある16歳以上全員）
※本奨励金専用の様式です。確認印が必要となりますので事前に秘書政策課へおいでください。
- ⑤ 中古住宅を取得した場合であって、**昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅**を取得した場合には、耐震診断の結果
- ⑥ 補助対象住宅の外観写真（正面1枚、側面1枚）
- ⑦ 請求書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

返 還

偽りその他不正の行為により奨励金の支給を受けたときは、奨励金の全部又は一部を返還しなければなりません。

◎この制度の詳細は別紙Q & A、市ウェブサイト等をご覧ください。

二本松市 移住促進住宅

検索



お問い合わせ先 秘書政策課
電話 0243-24-7120